

議　事　録

会議の名称	令和7年 愛荘町教育委員会 第7回定例会			
開催日時	令和7年8月20日（水）午後2時05分			
開催場所	本庁舎2階 大会議室			
出席者	<p>【教育長】徳田寿 【教育委員】3名 森秀昭、黒川泰守、森野啓子 【事務局】8名 教育次長 陌間秀介 学校教育担当課長 西澤仁志 生涯学習課課長 水谷徹也 愛知川公民館長 本田有弘 図書館長 三浦寛二 歴史博物館館長 下村今日子 給食センター所長 中村誠司 教育振興課課長補佐 久保川美晴 【傍聴人】0名</p>			
議事日程	日程第1 議案第22号 令和8年度使用教科用図書の採択について 日程第2 議案第23号 愛荘町民具資料等保存方針設置要綱の一部を改正する告示について 日程第3 議案第24号 愛荘町スポーツ推進委員の委嘱について 日程第4 承認第14号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求ることについて 日程第5 承認第15号 特別支援教育就学奨励費給付児童生徒の認定の専決処分につき承認を求ることについて 日程第6 承認第16号 区域外就学の専決処分につき承認を求ることについて			
作成者	教育振興課 久保川 美晴			
教育次長	午後2時05分開会			
教育長	<p>まず初めに教育長の方からご挨拶申し上げます。</p> <p>皆様こんにちは。酷暑の日々が続いておりますが、本日は第7回定例会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>子どもたちの夏休みはあと1週間あまりとなってまいりました。これまでのところ、本町では、大きな事故やけが等の連絡はなく、喜んでおります。すべての子どもが無事に夏休みを終え、幼稚園や学校に元気に戻ってくれることを、まずは祈りたいと思っています。</p> <p>特にこの夏休みは正に酷暑というべき異常な暑さの日が数多くあり、ひょっとするとそのことが子どものひと夏の貴重な体験に制限を加えたかもしれません。一方で、この暑さがもたらしたプラスの効果もあるかもしれません。ただ、この暑さも自然であり、人が生きていく上では、それを受け入れていかなくてはならない、またそのような気候を生んでいる我々の産業や生活の現状にもし</p>			

つかり向き合っていくことをしなければ、あまりにも都合が良すぎるのではないかと考えます。

さて7月末に、今年度の全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。私も自分なりに分析を進めているところですが、今回の調査結果からは、小学校の方で少し明るい兆しとして数値的に見て取れるものがあります。たとえば、無解答の割合であります。小学校では国語・算数両科目ともすべての問題で、全国・平均よりも低くなっています。このことは、目の前の問題に対して子どもたちがしっかり向き合ったことを示しているとも考えられ、こうした前向きな学びのスタンスが是非とも生きる力につながってほしいと考えているところです。

今、本町の新たな教育改革として取り組んでいる小学校における40分授業午前5時間制が、学力の定着に関して有効かどうかの見極めは、まだまだこれからではありますが、自ら考え、判断し、決定し、行動するという自律の力を子どもたちが発揮することで、主体的な学ぶが実現し、学力の定着にもつながることを期待しているところです。皆様方にも、学力調査結果データを共有していただきますので、次回定例会までに、委員それぞれの角度からとらえていただき、有効な改善策等について議論していきたいと考えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日は、教科書採択にかかる協議等、議事多数ではありますが、本日の定例会が充実したものとなりますよう、お願ひいたします、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

教育次長

議事進行につきましては教育長よろしくお願ひいたします。

教育長

ただいまの教育長を含む出席委員は4名で定数に達しています。よって令和7年愛荘町教育委員会第7回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

本日の令和7年第7回定例会の議事録署名は全員で行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、日程第1 「議案第22号 令和8年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

最初に私の方から、教科書採択に係る若干の説明をさせていただきます。ご承知の方もおられると思いますけれども、義務教育段階で使用される教科書につきましては、法律等によって、その採択方法が定められています。

市町教育委員会は、都道府県教育委員会が設定する広域の採択地域において、同一の教科書を採択しなければならないとされております。

令和8年度より使用いたします教科書の採択につきましては、第4地区これは彦根・愛知・犬上郡ということになりますけれども、第4地区採択協議会の協議の結果が本日の資料の中に綴じこんであったかと思いますが、今回の採択では、小学校、中学校における現在使用教科書については、新しく教科書の採択を行う時期とはなっていないことから、今回につきましては、特に小中学校

	<p>特別支援学級用の新たな一般図書の採択について慎重なるご協議のほど、よろしくお願いをいたします。</p> <p>今回は先ほども申し上げましたように、小中学校特別支援学級用の一般図書につきましてのご協議をいただくということがメインになるということでございます。</p> <p>それではこの後事務局から若干の説明を行い、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
学校教育担当課長	<p style="text-align: center;">— 議案 第 22 号の説明 —</p>
教育長	<p>ただいま「議案第 22 号 令和 8 年度使用教科用図書の採択について」の説明がありました。説明および資料をご覧いただきましてご質問・ご意見等お願いします。</p> <p>一つ補足いたします。3 ページをご覧いただきたいと思います。教科書には種類として 3 つございます。この表の中の採択した教科書名の下の段に 3 つ分類があります。一般図書、文科省著作本、検定本とあります。検定本というのは、文部科学省の方で教科書検定を行って、その結果合格となったものです。文科省著作本というのは、文科省が著作権を有する本です。それから一般図書は、例えば本屋さんで売ってるもの、それを有効だということで扱う、という 3 種類があります。今回その一般図書の方で新たに付け加えるものが 7 冊で、著作本の方と、それから検定文の方は、昨年度同様であるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>森委員お願いいたします。</p>
森委員	<p>一般図書ということで、課長からの説明にもありましたように、注意して取り扱う、あるいは変更する等々の必要性が出てくるということです。</p> <p>退職してから中学校に社会科の初任者研修、初任者指導に入らせていただきました。1 年生の教室に入ったのですが、かつては地理であるとか、経済関係あるいは歴史というのは学年ごとに分かれていましたが、今は統一的にずっとやっていくというのがあって、その中で、我々が学習してきたあるいは教えてきた内容が相当変わっているということでございます。</p> <p>特に歴史は全然違います。よく言われるのが、「いい国つくろう鎌倉幕府」も、今は変わっておりますし、いろいろと変わっています。僕も何十年ぶりかに社会の教科書見て、すごく変わってるんだっていうことを思いました。</p> <p>一般図書については、発行年数が早い時代のもの等、色々なものを使っておられると思います。その場合、先ほどもお話がありましたように、戦争等で変わっている地勢図や場所の名前の変更もあります。そのあたりは使う教師、あるいは学校で誰がこれを指導するか誰がこの知識を子どもに伝えるかだけではなく、全部の教師がやはり共通したものを持ってないといけないと感じたところでございます。</p>

	<p>一般図書というのは先ほどお話あったように一般的に売られていて、図書館に行っても見られるし、お店に行っても在庫があれば購入できるというような形の本ですので、そのあたりはやはり指導というものを全体的にどうするかということがやっぱり大事だなうなということを思います。</p> <p>やはり子どもたちがその中で楽しいな、面白いな、やってみようかな、そういう気持ちが一番大事だと思いますので、その辺、教育委員会のご指導によつて動けるようにしていただきたいと思います。</p>
黒川委員	<p>採用される教科書は確実にこのご時世に合致したものに変わっていると思っていましたが、先ほどからも言っていただいているように消費税が5%のままであるとか、そうゆうこともあるのだなあと知りました。でもそういうことは多くの人が知らないことだし、色々検討いただき、生徒がより良い知識を得るために、選定をしていただけるというのはとてもありがたく、重要なことだと思います。インターネット等で色んな情報が得られますが、嘘の情報もたくさんあると思うので、子どもの身になって成長できる、本当の情報を教科書に載せてもらって、成長できるというのは良いことだと思いました。</p>
森野委員	<p>教科書を見て興味が持てる、イラストとか、写真とか色々なものがあって、それをペラペラと見るだけでも写真とかイラストで面白そうやなとか、最近はYouTubeで何でも見ることができ、作れたりするけれども、やはりその中で、教科書で観察してみようとか実験してみようとかいうコーナーがあるだけで、YouTubeの代わりになって、子どもたちも楽しくできるんじゃないかな、興味を注ぐ教科書、字だけが書いてあるのではなくて、目で見て楽しめる教科書を選んでいただいているようで、すごくいいことだなと思いました。</p>
教育長	<p>今、まさに森野委員がおっしゃっていただいたのがなぜ一般図書を使うかということをご指摘いただいていると思います。</p> <p>特に、特別支援学級の子どもたちが絵とか写真とか、いろんなものを介していろんなことを理解していく。そういう意味で一般図書というのは有効で、先ほどあったようにその中にはちょっと時代とぴったりいってないものもあるという辺りを注意しながら、教育の世界では、教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるということです。他の部分は教員の方が、あるいは必要な部分だけをしっかり子どもたちに提示しながら有効に使うということが、必要ということで、一部状況に応じていただいたところもあるかもしれないけれども全体的には活用することに意義があるということでの先ほどの部分も含めての採用・採択だろうと思いますのでそういう意味でご理解いただいたら、ありがたいかなというふうに思っております。</p> <p>いずれにしましても、指導する側の方が、しっかり子どもたちに何を伝えるか何をどう教えるか、何が理解できるようにするかっていうあたりをしっかりと入れて指導するということが大事だというふうに私も思ったところです。</p>

	<p>あと一般図書の場合は、正直古いものは挿絵などに、ジェンダーの観点からも、少しクエスチョンがつくものがありまして、私もこれまでいろんなところでその指摘をさせていただきました。そのあたりも十分指導する側が伝えていくこと、そのあたりの取り扱いはやっぱり指導する側が十分持っていないといけないなというふうに思っております。</p>
森委員	<p>一般図書というのは誰が選んでも一般図書になるというわけではないですね。これも文科省である程度選定してそれを入れている。文科省がそれを選定している思い、意図は何かということを考えて、十分気をつけて使えるようにしなければならないなということを感じました。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回のこの一般図書新たな7冊の採択についても、調査研究の専門的な委員会が持たれて、そこで十分議論されて、この7冊が相当であろういうふうに上がってきておりますので、今森委員おっしゃったように、何でもスルーするものではないということで、一定のフィルターをしっかりかけているということは間違いないかなというふうに思ってございます。</p> <p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>それではご意見ないようでございますので、第4地区採択協議会の決定通りとしてよろしいかお諮りをしたいと思います。</p>
各委員	【異議なし】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案件はよって本案件は、原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして、日程第2 「議案第23号 愛荘町民具資料等保存方針設置要綱の一部を改正する告示について」を議題いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
歴史文化博物館長	— 議案 第23号の説明 —
教育長	ただいま「議案第23号 愛荘町民具資料等保存方針設置要綱の一部を改正する告示について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
森委員	質問をさせてください。第2条第1項第3号にある「悪影響を及ぼすもの」とは具体的にはどういったことでしょうか。
歴史文化博物館長	具体的に申し上げますと、わら製品等虫がつきやすいものについては、他の資料に虫がつきますと他に悪影響をすることがありますので、そういうしたものについては、わら製品を作る技術を持っておられる方から技術を受け継

	いで継承していくことで、物は整理しても、技術は残していくということを考えております。
黒川委員	現行と改正後の整理と処分の違いについては、教えてください。
歴史文化博物館長	審議委員の方からご指摘を受けたところになりますが、本来博物館に収蔵している資料はお持ちの方から寄贈、もしくは委託といってお預かりしているものです。そういう資料については、精査することはあるても処分というのは要らないものという扱いになるので、お預かりしているもの、いただいたものに対して、といった表現はおかしいのではないかっていうふうに助言をいただきましたので、整理をするという言い方に変えさせていただきました。
教育長	大変、大事なところのご指摘をいただいたというふうにうかがっています。ありがとうございます。その他ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	それでは質疑がないようですので議案第23号を採決いたし原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって本案件は、原案のとおり可決されました。続きまして、日程第3、議案第24号「愛荘町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
生涯学習課長	— 議案 第24号の説明 —
教育長	ただいま「議案第24号 愛荘町スポーツ推進委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですのでこれより議案 第24号を採決いたします。本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって本案件は原案どおり可決されました。それでは次の議案に入る前に承認第14号から承認第16号は個人情報に関わ

	<p>る議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第5条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができる。」となっております。この議案については、公開しないこととしてよろしいか、お諮りします。</p>
各委員	【異議なし】
教育長	異議なしと認めます。よって承認第14号から承認第16号は非公開といたしますので、傍聴人は一時退席をお願いします
<p><u>●上記の決定により、承認第14号から承認第16号は非公開とする。</u></p>	
<p>承認第14号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めるについて</p>	
<p style="text-align: center;">承認件数</p>	
<p style="text-align: center;">小学生 3名</p>	
<p style="text-align: center;">中学生 1名</p>	
<p>承認第15号 特別支援教育就学奨励費給付児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めるについて</p>	
<p style="text-align: center;">承認件数</p>	
<p style="text-align: center;">小学生 21名</p>	
<p style="text-align: center;">中学生 12名</p>	
<p>承認第16号 区域外就学の専決処分につき承認を求めるについて</p>	
<p style="text-align: center;">承認件数</p>	
<p style="text-align: center;">小学生 1名</p>	
<p style="text-align: center;">— 傍聴人入場 —</p>	
教育長	以上で、令和7年第7回 定例会の案件は、すべて終了しました。
<p>午後2時55分 閉会</p>	